

# 報 道 資 料

平成 28 年分の所得税等、消費税及び贈与税の  
確定申告について

**申告書** には  
**マイナンバー** が必要です！

税務職員を装った不審な  
電話にご注意ください！



平成 29 年 1 月 26 日（木）

金 沢 国 税 局  
電話 0 7 6 - 2 3 1 - 2 1 3 9  
内線 2 1 8 2（国税広報広聴室）

## 平成28年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告について (報道発表資料)

- 平成28年分確定申告の相談・申告書の受付期間は、下表のとおりです。  
なお、税務署の申告相談会場は2月16日(木)に開設します。

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 所得税等          | 平成29年2月16日(木)～平成29年3月15日(水) |
| 個人事業者の<br>消費税 | 平成29年1月4日(水)～平成29年3月31日(金)  |
| 贈与税           | 平成29年2月1日(水)～平成29年3月15日(水)  |

- (注) 1 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。  
2 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。  
ただし、JR富山駅前CiCビル5階いきいきKAN多目的ホール(以下「CiC会場」といいます。)、金沢税務署及び福井税務署では、2月19日と2月26日に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

- 平成28年分確定申告に係る納期限及び振替納税の場合の振替日は、下表のとおりです。

|               | 納期限           | 振替日           |
|---------------|---------------|---------------|
| 所得税等          | 平成29年3月15日(水) | 平成29年4月20日(木) |
| 個人事業者の<br>消費税 | 平成29年3月31日(金) | 平成29年4月25日(火) |
| 贈与税           | 平成29年3月15日(水) |               |

- (注) 1 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。  
2 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。  
残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

## 申告書へのマイナンバーの記載等について

- 平成28年分の申告書には、  
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付  
が必要です。(別添1)

### 申告書へのマイナンバーの記載

- ◆ 申告書には、マイナンバーを記載する欄を設けており、申告するご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が**必要**です。

### 本人確認書類の提示又は写しの添付

- ◆ マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告するご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。  
※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は**不要**です。
- ◆ 親族等が本人に代わってマイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告するご本人の本人確認書類の写しの添付が**必要**です。
- ◆ ご自宅等からe-Taxで送信する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付は**不要**です。

### 本人確認書類

- ◆ マイナンバーカードをお持ちの方  
マイナンバーカードだけで、本人確認が可能です。
- ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方  
以下の番号確認書類と身元確認書類の提示又は写しの添付をお願いします。

| 番号確認書類   |
|--|
| 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》                           |
| ● 通知カード  |
| ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書<br>(マイナンバーの記載があるものに限りです。) |
| などのうちいずれか1つ                                    |



| 身元確認書類                            |
|-----------------------------------|
| 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》     |
| ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証            |
| ● パスポート ● 身体障害者手帳                 |
| ● 在留カード                           |
| ● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき |
| などのうちいずれか1つ                       |

## 「確定申告特集ページ」のご紹介

- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。（別添2）確定申告特集ページでは、
  - パソコンで申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」  
※ 所得税の確定申告書作成コーナーに「給与・年金画面」をご用意しておりますので、是非ご利用ください。
  - パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
  - お問い合わせの多い事項についてのQ&Aなどをご利用いただけます。
  
- 確定申告に関するご相談は、電話相談により行うことができますので次の内容に応じてお尋ねください。（別添3）
  - e-Taxや確定申告書等作成コーナーに関するお問い合わせ  
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（電話番号：0570-01-5901）」
  - マイナンバーに関するお問い合わせ  
「マイナンバー総合フリーダイヤル（電話番号：0120-95-0178）」
  - 税務相談などに関するお問い合わせ  
「最寄りの税務署」

### 確定申告書等作成コーナー

- ◆ 確定申告書等作成コーナーで申告書が作成できます（別添4）。
  - 「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力することにより、**税額などが自動的に計算され、所得税等、消費税及び贈与税の申告書（以下「申告書」といいます。）**などを作成することができます。
  - **24時間いつでも利用可能で、作成途中のデータを保存することもできます。**  
なお、作成した申告書や青色申告決算書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。
  - 所得税の確定申告書作成コーナーに、**給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面（給与・年金画面）**をご用意しております。  
**①大きく見やすい表示、②迷わず入力が可能、③操作がシンプルで、初めての方でも操作がしやすい画面**となっております。（別添5）
  - 申告書のほか、青色申告決算書や収支内訳書、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書などを作成することができます。

- タブレット端末から所得税の確定申告書作成コーナーをご利用いただけます。
- ※1 タブレット端末からは、e-Taxによる申告や入力データの保存などの一部機能がご利用できません。申告に当たっては、申告書等を印刷の上、添付書類とともに郵送等により税務署に提出する必要があります。
- ※2 スマートフォンから所得税の確定申告書作成コーナーを開きますと、タブレット端末用の画面が表示されますが、スマートフォンの画面が小さいため、操作性が著しく低下すること、また、入力誤りが生じやすいことから、タブレット端末又はパソコンでのご利用をお勧めしています。

### e-Taxによる申告

- ◆ 確定申告書等作成コーナーで作成した申告書や青色申告決算書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すればご自宅等からe-Taxを利用して提出できます。(別添6)  
(印刷して郵送等により提出することもできます。)
- 作成した所得税等の確定申告書を e-Tax を利用して提出すると、次のようなメリットがあります。
  - ① 添付書類の提出を省略できます。
    - ※ 提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
    - ※ マイナンバーに関する本人確認書類の写しの添付も不要です。
  - ② 還付がスピーディーです。
    - ※ 自宅からe-Taxで提出した還付申告書は、税務署などの会場で提出した場合や郵送等で提出した場合に比べて早期に処理され、3週間程度で還付されます。
  - ③ 24時間利用可能です。
    - ※ 平成29年1月16日(月)午前8時30分から3月15日(水)までの間に限ります。また、メンテナンス時間を除きます。

### お問合せの多い事項のQ&A

- ◆ お問合せの多い事項のQ&Aなどを掲載しています。
  - 確定申告をする必要がある方や申告書の受付期間、申告が間違っていた場合の手続など、お問合せの多い事項のQ&Aを掲載しています。
  - 「確定申告書等作成コーナー」や e-Tax の操作手順等を動画でも解説しています。
  - 確定申告書等の様式や手引きなどがダウンロードできます。

## ご留意いただきたい事項

### ◆ 申告書を作成する際には誤りにご注意ください。

#### (よくある誤り例)

- 復興特別所得税額の記載漏れ
  - ※ 平成 25 年分から平成 49 年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。
- ふるさと納税のワンストップ特例を申請した寄附金の寄附金控除の適用漏れ
  - ※ 確定申告をする方や 6 団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されないため、ふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含める必要があります。
- 配偶者や扶養親族の平成 28 年分の合計所得金額が 38 万円を超えているが配偶者控除や扶養控除を適用
  - ※ 配偶者の平成 28 年分の合計所得金額が 38 万円を超えている場合であっても、配偶者特別控除が適用できることがあります。
- 生命保険会社などから受け取った満期金や一時金の申告漏れ
- 支払った医療費の金額から生命保険会社や損害保険会社から支払を受ける医療費を補填する保険金などを差し引かずに医療費控除を適用
- 居住者（非永住者以外の方）の国外で支払われる預金等の利子や国外にある不動産の貸付・譲渡による収益など、国外で得た所得の申告漏れ（別添 7）

### ◆ 添付書類の添付漏れが散見されますのでお気を付けください。

- 給与や年金の「源泉徴収票」（原本）
- 医療費控除を受ける場合の領収書、おむつ使用証明書等
- 住宅借入金等特別控除を受ける場合の売買契約書の写し、登記事項証明書や年末残高証明書等



◆ 確定申告が必要な主な方は以下のとおりです。

- 給与の収入金額が 2,000 万円を超える方
- 給与を 1 か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除きます。）の合計額が 20 万円を超える方
- 給与を 2 か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除きます。）との合計額が 20 万円を超える方
- 各種の所得金額が所得控除の合計額を超え、その超えた額に対する税額が配当控除額を超える方
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方

なお、公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときには、所得税等の確定申告は必要ありません。

（注 1） 所得税等の確定申告の必要がない場合であっても、所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

（注 2） 所得税等の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

など

◆ 平成26年分の課税売上高が1,000万円を超える方や、平成26年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、平成28年分の消費税の確定申告が必要です。

- 平成28年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成26年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合又は特定期間の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、消費税の申告の必要があります。
- 特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

- ◆ **振替納税のご利用をお願いします（別添8）。**  
所得税等及び消費税については、金融機関の預貯金口座から振替により納税する便利な制度（振替納税）がありますので、是非ご利用ください。
  
- ◆ **還付金の受取りは、口座振込のご利用をお願いします（別添9）。**  
還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用ください。  
申告書の「還付される税金の受取場所」欄に申告者（本人）名義の口座番号等を記載してください。  
※ 振込先口座の記載誤りにより振込みができなかった場合は、正しい振込先を確認した後、改めて振込手続を行うため、還付金の受取りが遅れてしまうこととなりますので、振込先を正確に記載して提出してください。
  
- ◆ **税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話などにご注意ください（別添10）。**  
税務職員を名乗る者から電話があり、年金・マイナンバー制度アンケートや年金受給調査等と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、または、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しておりますので、ご注意ください。
  
- ◆ **税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください（別添11）。**  
税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しておりますので、ご注意ください。



## 主な税制改正について

- 平成28年分の所得税等の確定申告から適用される主な改正事項等は以下のとおりです。申告の際にはご注意ください。
  
- ◆ 日本国外に居住する親族（国外居住親族）に係る扶養控除等の書類の添付義務化
  - 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類（国外居住親族がその居住者の親族であることを証する書類をいいます。）及び送金関係書類（国外居住親族の生活費又は養育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類をいいます。）を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととなりました。
    - ※ 給与等又は公的年金等の源泉徴収若しくは給与等の年末調整において、親族関係書類及び送金関係書類を添付等している場合は、確定申告においてこれらの書類を添付等する必要はありません。
  
- ◆ 住宅の多世帯同居改修工事等に係る税額控除の特例の創設
  - 個人が、その方の有する居住用の家屋について、多世帯同居改修工事等（他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替えをいいます。）を行った場合において、その居住用の家屋を平成28年4月1日以後にその方の居住の用に供したときは、特定増改築等住宅借入金等特別控除又は住宅特定改修特別税額控除を受けられることとなりました。

## ◆ 金融所得一体課税

- 平成 28 年 1 月から本格的な金融所得課税の一体化税制が施行され、これまで非課税とされてきた公社債や公社債投資信託等の譲渡による所得が分離課税化され、その譲渡益については、原則として確定申告が必要となりました。

また、従来、総合課税の雑所得の対象とされてきたこれらの償還・解約や源泉分離課税の対象とされてきたこれらの利子の一定のものは、課税方式を「申告分離課税」に統一し、上場株式等の譲渡損益との損益通算や繰越控除が可能とされました。

- この改正に伴い、「株式等に係る譲渡所得等」の区分が、上場株式や国債などの「上場株式等に係る譲渡所得等」と非上場株式や私募債などの「一般株式等に係る譲渡所得等」の区分に改組され、これら相互の譲渡損益の通算ができなくなりました。

- これらの改正に併せ、「上場株式等」の範囲に含まれることとなった国債や地方債、公募公社債などの一定の公社債は、源泉徴収口座による取引や利子の受入れが可能とされ、その口座内の上場株式等の譲渡損益や配当等との損益通算の対象とされています。また、申告不要制度の選択も可能とされています。

## ◆ 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた一定の要件を満たす家屋及びその敷地の用に供されていた土地等を相続又は遺贈により取得をした個人が、平成28年4月1日以後に、一定の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡所得の金額について3,000万円の特別控除を適用できることとなりました。

## 申告相談のご案内

○ 税務署では、確定申告の相談や申告書の提出で来署される納税者の方々のため、申告相談会場を開設しています。

◆ 申告相談会場では、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、e-Taxを利用して提出をしていただいています。

パソコンを使った申告書の作成により、ICTを利用した申告の利便性を実感していただける体制を整備しています。

申告書の作成に当たっては、申告するご本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの入力が**必要**です。

また、申告するご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。

申告相談会場にお越しいただく際には、これら関連書類を忘れずにご持参ください。

※ 本人確認書類の例

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証

お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき

◆ 申告相談会場の開設期間は2月16日からです。例年3月になると、申告相談会場が大変混雑しますので、各会場の開設期間をご確認の上、お早めにお越しください。

◆ 確定申告期間中、富山税務署においては、**税務署庁舎外の会場**で**確定申告の相談や申告書の受付を行います**のでご注意ください。

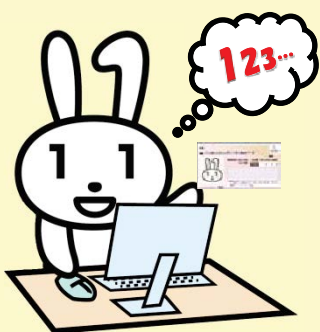
◆ **富山税務署（CiC会場）、金沢税務署及び福井税務署**では、**2月19日と2月26日に限り日曜日も、確定申告の相談や申告書の受付**を行います。

なお、税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しています。

# 申告書には マイナンバーが必要です！

## 1. 申告書へのマイナンバーの記載

申告者ご本人や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。



【例：所得税等の確定申告書】

|      |            |                                      |              |
|------|------------|--------------------------------------|--------------|
| 税務署長 |            | ○年○月○日 平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B | FA0122       |
| 住所   | 〒XXXX-XXXX | マイナンバー                               | 123456789012 |
| 氏名   | 番号 花子      | 性別                                   | 女性           |
| 職業   | 会社員        | 世帯主の氏名                               | 番号 花子        |
| 生年   | 4 01 03 31 | 世帯主との続柄                              | 本人           |

## 2. 本人確認書類の提示又は写しの添付

申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

例1 マイナンバーカード

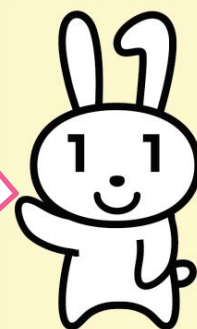


例2 通知カード + 運転免許証など



マイナンバーカードをお持ちの方は、  
ご自宅等のパソコンからe-Taxで申告できます！  
自宅等からのe-Taxなら本人確認書類の送付は不要！

※ ICカードリーダーの準備が必要です。  
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。



国税に関する  
マイナンバー制度の  
最新情報は

国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。  
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)

国税庁 マイナンバー

検索



国税局・税務署

## 「確定申告特集ページ」について

- インターネットをご利用の方は、確定申告特集ページを是非ご覧ください。このページでは、所得税等、消費税及び贈与税の申告に関する情報を以下のとおり提供しています。

### 【確定申告特集ページ】

申告手続や e-Tax で申告する際の注意点について  
重要なお知らせとしてご案内

平成28年分 確定申告に関する情報の総合窓口

# 確定申告特集

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

**所得税および復興特別所得税・贈与税**  
3月15日(水)までに申告・納税

**個人事業者の消費税および地方消費税**  
3月31日(金)までに申告・納税

**重要なお知らせ**

- > 申告手続には**
  - ・マイナンバーの記載
  - ・本人確認書類の提示又は写しの添付 (e-Taxなら提示又は添付不要)が必要
- > e-Taxで申告するには**
  - ・マイナンバーカードを取得された方
  - ・Windows10をご利用の方

**申告書を作成する** > **> 確定申告書等作成コーナー**  
画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができます。

**確定申告に関する情報を見る** > **> 確定申告に関する情報**  
申告書の作成・提出等、確定申告に関する様々な情報をご案内します。

**> 動画で見る確定申告**  
確定申告に関する動画でご覧頂けます。

ネットが便利 申告・納税 e-Tax

確定申告特集 (スマートフォン版)

社会保障・税番号制度  
申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

国税庁 Copyright © 2017 NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

確定申告書等作成コーナー

確定申告に関する情報について分かりやすくご案内

動画で確定申告に関する手続をご案内



## 電話相談のご案内

- 申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ご不明な点がある場合には、**電話**によるお問合わせが便利です。

### ◆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー等の操作などに関するお問合せに電話で対応する専用窓口（税務相談等を除きます。）です。

所得税等の確定申告期間中は、平日だけでなく**全ての日曜日（2月19日、2月26日、3月5日、3月12日）**にご利用いただけます。

電話番号：0570-01-5901<sup>e-コクセイ</sup>（全国一律市内通話料金）

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 平成29年1月16日（月）～3月15日（水）                             | 左記の期間以外                     |
| ・月曜日～金曜日及び<br>2月19日・26日、3月5日・12日<br>の日曜日<br>9時～20時 | ・月曜日～金曜日（祝日等を除く。）<br>9時～17時 |

### ◆ マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバーカードに関することやマイナンバーカードを利用する場合のICカードリーダーライタの設定などに関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。

電話番号：0120-95-0178<sup>マイナンバー</sup>

|           |              |
|-----------|--------------|
| 月曜日～金曜日   | 土日祝日         |
| 9時30分～20時 | 9時30分～17時30分 |

### ◆ 税務相談などに関するお問合せ

税務相談等（申告の要否、税法関連事項等）に関するお問合せは、**最寄りの税務署**へお電話でお尋ねください。

最寄りの税務署にお電話いただくと、自動音声でご案内していますので、確定申告に関するご質問・ご相談は、「0（ゼロ）」を選択してください。

※ 最寄りの税務署の電話番号は、国税庁ホームページでご確認ください。

# 申告書は、 国税庁ホームページで 作成できます！

## 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

### 1 税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。  
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

### 2 いつでも利用可能！

24時間いつでもご利用できます。

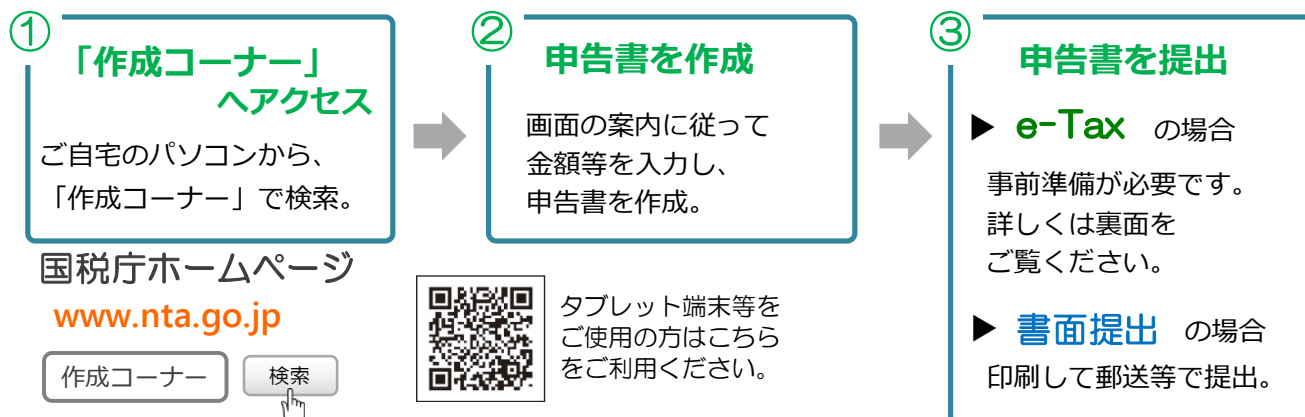
### 3 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算できます。

### 4 前年データが利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

## 申告書作成から提出までの流れ



申告書をご自宅で作成される際、ご不明な点などに関するお問合せ先は裏面をご参照ください。



# お問合せ先のご案内

申告書をご自宅で作成される際、ご不明な点などはお電話で問い合わせることができます。

## ▶ 作成コーナーの操作などに関するお問合せ



パソコンはあまり得意じゃないんだよね。  
自宅で申告書を作成中に、操作方法が  
分からない場合はどうしよう？

大丈夫!!作成コーナーの操作に関するご質問は  
**お電話で問い合わせることができます。**



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)  
e-コクセイ

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)  
受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。  
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください(通常の通話料金となります。)  
間違い電話が多くなっておりまして、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**  
マイナンバー

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーライタの設定などに関するご質問  
▶月曜日～金曜日 9:30～20:00 ▶土日祝日 9:30～17:30 (年未年始を除きます。)  
受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。  
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください(通常の通話料金となります。)

## ▶ 税務相談などに関するお問合せ



自宅で申告書を作成中に、ちょっと申告内容に関して  
相談したいんだけど、どこに聞けばいいかな？

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、  
**お電話で問い合わせることができます。**



最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、  
相談内容に応じて該当の番号を選択してください。  
最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

## e-Taxの事前準備に関するご案内

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができるシステムです。  
ご利用に際しては、マイナンバーカードなどの電子証明書の取得及びICカードリーダーライタの用意などが必要です。



マイナンバーカードなど



ICカードリーダーライタ

## 給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面（給与・年金画面）

平成28年分の所得税の確定申告書コーナーに、給与所得者又は年金所得者の方が、より分かりやすく入力できるように専用の申告書作成画面（以下「給与・年金画面」といいます。）をご用意しています。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、以下の内容を確認の上、是非ご利用ください。

「給与・年金画面」はここが便利！！

## 「給与・年金画面」はここが便利！！

### 1 大きく見やすい表示！

説明文字や入力欄を大きく表示し、見やすい画面となっております。

### 2 迷わず入力が可能！

給与又は年金所得者の方専用の作成画面のため、入力項目の明確な表示など、厳選された入力案内によるスムーズな作成が可能となっております。

### 3 操作がシンプル！

画面スクロールがないため、タブレット端末でも操作がしやすくなっています。

※ タブレット端末では、パソコンで利用可能なe-Taxによる申告等の一部機能がご利用になれません。

## ○ 給与・年金画面の例（給与所得の入力画面）

### 給与所得の入力（1/3）

左側の源泉徴収票（見本）を参照の上、右側の①から③欄に金額等を入力してください。  
入力が終了したら、「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

平成28年分 給与所得の源泉徴収票（見本）

① 支払金額  円

② 所得控除の額の合計額  円

③ 源泉徴収税額  円

※1

※2

番号及び色分け表示された箇所に記載されている金額を入力。

入力内容をクリア < 戻る 入力終了(次へ)>

※1 説明文字や入力欄が大きく表示され見やすくなっています。

※2 画面スクロールのない構成となっているので、タブレット端末でも操作がしやすい画面になっています。

（注）ご利用のパソコン等の設定や入力内容により、画面スクロールが発生する場合があります。

## e-Taxで申告する場合の留意事項

### Windows10をご利用の方

e-Taxでは、[Internet Explorer11のみご利用可能](#)です。

| ブラウザ                | e-Taxの利用可否 |
|---------------------|------------|
| Microsoft Edge      | ×          |
| Internet Explorer11 | ○          |

※ Microsoft Windows10では初期状態で、Microsoft Edge及びInternet Explorer11の2種類のブラウザがあります。

Microsoft Windows10でのInternet Explorer11の起動方法については、e-Taxホームページ「Windows10のご利用について」をご確認ください。

### e-Taxの受付時間（送信可能時間）

| 平成29年1月16日（月）～3月15日（水）  | 左記の期間以外                        |
|---|--------------------------------|
| ・全期間（土日祝日を含む。）<br>24時間<br>（注1）平成29年1月16日（月）は、8時30分から利用可能です。<br>（注2）メンテナンスは、毎週月曜日0時～8時30分を予定しています。 | ・月曜日～金曜日（祝日等を除く。）<br>8時30分～24時 |

## e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

電話番号：0570-01-5901（全国一律市内通話料金）  
e-コクセイ

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 平成29年1月16日（月）～3月15日（水）                             | 左記の期間以外                     |
| ・月曜日～金曜日及び<br>2月19日・26日、3月5日・12日<br>の日曜日<br>9時～20時 | ・月曜日～金曜日（祝日等を除く。）<br>9時～17時 |

- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

※  で  できます。

## 居住者が国外で得た所得の申告について

- ◆ 居住者のうち非永住者以外の方は、その源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全ての所得について所得税等を納める義務があります。

したがって、国内で得た所得のほか次の①から③など国外で得た所得も申告する必要がありますので、申告漏れにご注意ください（外国の税務当局に申告した所得も申告が必要となります。）。

①国外で支払われる預金等の利子

②国外にある不動産の貸付・譲渡による収益

③国外の法人等に対する出資に係る収益

- 居住者とは、日本国内に住所を有している方又は現在まで引き続き1年以上住所を有している方をいいます。
- 非永住者とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は住所を有していた期間の合計が5年以下の方をいいます。

- 居住者の方で国外財産を有する方については、国外財産調書の提出が必要な場合があります。

【国外財産調書の提出制度】

居住者のうち非永住者以外の方で、その年の12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5千万円を超える方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、所轄税務署に提出しなければならないこととされています。

また、国外財産調書の提出に当たっては、国外財産調書に記載した財産の価額をその種類ごとに合計した金額を記載した、「国外財産調書合計表」を添付する必要があります。なお、平成28年12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5千万円を超える方の国外財産調書の提出期限は、平成29年3月15日（水）です。



## 振替納税をご利用ください。

- 振替納税は、ご指定の金融機関の預貯金口座から納税額が自動的に引き落としされる便利な制度です。振替納税を利用することで、現金を持ち歩かなくても済むほか、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は税務署に出向かなくても済むというメリットがあります。

### ～ 振替納税を利用するには ～

- 振替納税を利用する場合には、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)に必要事項を記載し、金融機関への届出印を押印の上、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 確定申告書等作成コーナーで申告書を作成される方は、同時に振替依頼書の作成ができます。また、国税庁ホームページで作成することもできます。

作成した振替依頼書は、印刷し、金融機関への届出印を押印の上、提出してください。

- (注) 1 振替依頼書は、納期限までに提出していただく必要があります。  
2 税目ごとに手続が必要なため、既に所得税等について振替納税を利用している方でも、消費税について振替納税を利用される場合は、改めて手続が必要となります。  
3 転居等により申告書の提出先の税務署が変更になった場合には、新たに手続が必要となります。  
4 インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。  
5 贈与税の納税に当たっては、振替納税はご利用になれません。  
6 振替納税の場合には、領収証書は発行されません。

### 平成28年分の所得税等・消費税の確定申告分の納期限等

- 所得税等
  - 納期限 平成29年3月15日(水)
  - 振替日 平成29年4月20日(木)
- 消費税
  - 納期限 平成29年3月31日(金)
  - 振替日 平成29年4月25日(火)

【国税庁・国税局・税務署からのお知らせ】

# 国税還付金の受取りは、 口座振込をご利用ください。

## 口座振込をご利用になると…

- 指定されたご自身の口座へ自動入金されます。
- 全国の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)を利用できます。

## 還付される税金の振込先の記載方法

申告書の「還付される税金の受取場所」欄等に次の記載例にしたがって記入します。

※還付金の振込みは、申告者(本人)名義の口座に限ります。

※口座名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合は入金できません。

### ● 銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合

(所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名は通帳等で確認して記入してください。

|              |               |                      |               |                       |
|--------------|---------------|----------------------|---------------|-----------------------|
| 還付される税金の受取場所 | 〇〇〇〇          | 銀行<br>金庫・組合<br>農協・漁協 | △△△△△         | 本店・支店<br>出張所<br>本所・支所 |
| 郵便局名等        | ※記載不要         | 預金種類                 | 普通 当座 納税専用 貯蓄 |                       |
| 口座番号<br>記号番号 | 1 2 3 4 5 6 7 |                      |               |                       |

該当欄に○印を記入してください。  
(総合口座は「普通」)

(注) インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

### ● ゆうちょ銀行(郵便局)の貯金口座への振込みの場合

#### ご注意

- 平成21年1月から開始した他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は、記載しないでください。(従来の「記号」「番号」を記載してください。)
- 「記号」部分の5桁以降(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)は、記載しないでください。  
(例: 1 2 3 4 0 - 2 - 1 2 3 4 5 6 7 1)  
「記号」 不要 「番号」

(所得税確定申告書の場合)

貯金口座の「記号」「番号」を通帳等で確認して記入してください。

|              |                             |                      |               |                       |
|--------------|-----------------------------|----------------------|---------------|-----------------------|
| 還付される税金の受取場所 | ※記載不要                       | 銀行<br>金庫・組合<br>農協・漁協 | ※記載不要         | 本店・支店<br>出張所<br>本所・支所 |
| 郵便局名等        | ※記載不要                       | 預金種類                 | 普通 当座 納税専用 貯蓄 |                       |
| 口座番号<br>記号番号 | 1 2 3 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1 |                      |               |                       |

「記号」(5桁)                      「番号」(2~8桁)



# 税務職員を装った不審な電話にご注意ください！



マイナンバー制度アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！



国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

【国税庁・国税局・税務署からのお知らせ】

## 税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、  
振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。  
また、税務署や国税局では、

1. 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
2. 国税の納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを求めることはありません。

のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

